

消 生 費 活 相 談

賢い消費者になりましょう！

注文していないのに 届いた商品？

【事例】

以前取引したことがあるという業者から電話で健康食品を勧められた。きっぱりと断ったのに、後日商品が送られてきた。どうすればいいか。



【ひとことアドバイス】

- ◇「家族が注文していないか」などをまず確認しましょう。
- ◇商品が送られてきても、注文していなければ安易に受け取らず、宅配業者に持ち帰ってもらうこともできます。
- ◇「購入します」と言っていないのに一方的に商品を送りつけられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- ◇いらないときはきっぱりと断りましょう。業者名や連絡先を確認することも大切です。
- ◇電話勧誘もなく、いきなり送りつけられる商法（ネガティブオプション）にも注意してください。
- ◇困った時は消費生活相談窓口にご相談ください。

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)

TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!